

もので、全員一致で可決されました。

▽令和元年度館林市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 113,848万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,971万8,000円とするもので、全員一致で可決されました。

◆補正予算(追加議案)

▽令和元年度館林市一般会計補正予算(第7号) 115億3,417万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ291億7,961万3,000円とするもので、全員一致で可決されました。

令和2年度予算

令和2年度予算は、第五次総合計画後期基本計画の8つの基本目的を踏まえ、とともに、持続可能な魅力度の高いまちづくりを具現化するため、「災害時の危機対応能力の高いまちづくりに資する事業」、「健康寿命を伸ばし、生涯現役のまちづくりに資する事業」、

「個性にあった教育と、仕事が見つかるまちづくりに資する事業」、「日本遺産『里沼』をはじめ観光・食・農産物のブランド力の向上に資する事業」、「人口減少時代に対応した持続可能なまちづくりに資する事業」を重点項目に掲げ、「先端のまち館林」の形成に資する重点課題や緊急性の高い施策、さらには社会性及び将来性のある事業などに重点配分した予算編成に取り組み、一般会計予算の総額は290億8,000万円、前年度比2.3%の増となっています。

また、特別会計(下水道事業会計を含む4会計)予算の総額は、185億9,267万6,000円、前年度比5.0%の増となっています。(詳細については、4ページに掲載)



委員会提出議案

▷前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書 (全員一致で可決)

【全文】労働審判は、裁判官と民間の労働審判員とで構成される労働審判委員会が、労働者と使用者との間の民事に関する紛争を解決する裁判所における手続であるが、原則3回の手続において解決が図られるため、迅速な紛争解決手段として評価が高い制度である。

ところが、現在、群馬県においては前橋地方裁判所本庁(前橋市)において労働審判が実施されているものの、同裁判所管内支部においては労働審判は実施されていない。とりわけ、太田支部管内で労働審判が行われていない不都合が著しい。

前橋地方裁判所太田支部(太田市・館林市・邑楽郡)の管内人口は40万1,969人、桐生支部(桐生市・みどり市)の管内人口を併せると56万3,927人となり、前橋地方裁判所本庁(前橋市・伊勢崎市・渋川市・北群馬郡・佐波郡)の管内人口である69万3,528人(いずれも2017年10月1日現在の統計)に近い人口を有している。

また、太田支部管内の製造品出荷額は、2017年工業統計調査によると約4兆3,813億円であり、群馬県内の本庁・支部管内の中ではもちろん、北関東(群馬、茨城、栃木)の本庁・支部管内においてもトップであること、太田支部管内には、日系ブラジル人を含めた外国人労働者の割合が高いことから、解決すべき労働問題が多く発生している。

2016年度の総合労働相談コーナーにおける総合労働

相談件数は、太田総合労働相談センターにおいて1,218件であり、本庁所在地である前橋総合労働相談センターの相談件数(845件)をはるかに上回っている。

このように、前橋地方裁判所太田支部においては、前橋地方裁判所本庁に匹敵する労働審判の需要が見込まれるところである。

ところが、前橋地方裁判所太田支部管内から前橋地方裁判所本庁へ移動は、公共交通機関としては、直通の電車がなく乗り換えが必要であり、片道1時間半以上かかる(特に、板倉地区からの移動時間は2時間を超える)ことから、労働審判制度の利用が大きく制限されている。この状況を踏まえると、太田支部管内地域においては、労働審判実施の必要性が高いにもかかわらず、距離的・時間的負担からせっかく評価の高い労働審判制度を利用しにくい状況にある。よって、前橋地方裁判所太田支部において労働審判手続の実施を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先= 最高裁判所長官、前橋地方裁判所長

請願の審議結果

▷年金支給の隔月支給を毎月支給に改める請願=賛成少数により不採択となりました。

▷前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書提出を要請する請願書=意見書が採択されたことにより、みなす採択となりました。